



あなたの気づきが高齢者虐待を防ぎます！

高齢者虐待とは？

家族などの養護者(介護者)や養介護施設の従事者などによる、高齢者(65歳以上)に対しての次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています

身体的虐待

- ・たたく、つねる、殴る、蹴る
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・意図的に薬を過剰に服用させる 等

心理的虐待

- ・子供扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・排泄の失敗などを人前で話して恥をかかせる
- ・意図的に無視する 等

性的虐待

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する等

経済的虐待

- ・日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
- ・本人の自宅等を無断で売却する 等

介護・世話の放棄・放任

- ・入浴やおむつ交換などの世話をしない
- ・食事・水分を十分に与えない
- ・病気の兆候があるのに診察を受けさせない等



こんなことも虐待です

自覚なく虐待してしまうことも…

- 高齢者が話しかけても、無視してしまう。
- 経済的に苦しいので、病院へ連れて行くことを制限している。
- 認知症により徘徊するので、部屋から出さないようにしている。
- 言ったようにできないので、つい手がでたり、怒鳴ったりしてしまう。

虐待に気づいたら？

虐待に気がついたら、地域包括支援センターに相談してください。生命や身体に重大な危険がある場合、**通報は義務**とされています。



高齢者虐待防止には家族への情報提供や助言、適切な介護サービスの利用による介護負担の軽減など介護者へのサポートも大切です。また、高齢者や介護者への周囲の声掛けなど日常的なコミュニケーションが不適切なケアを予防する上で効果的なこともあります。

高齢者虐待についてのご相談・通報はこちらへ！

■いの町地域包括支援センター

いの町 1400 番地(すこやかセンター伊野内)

088-893-0231

■吾北総合支所 住民福祉課

いの町上八川甲 1934 番地

088-867-2300